

令和7年第5回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和7年5月16日（金） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 ～ 閉会：午後2時35分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出 席 者	教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠 席 者	なし
傍 聴 者	なし
委員以外の出席者	教育部長：市塚文夫、副部長：吉原真由美、副部長：松本和能、副部長兼学務課長：稲川栄士、副部長兼指導課長：松山勝洋、義務教育学校整備課長：久保田敏行、文化スポーツ課長：成田佳輝、学務課学校総務係課長補佐：稲葉美沙子、学務課学校総務係主任：根本知尋
議 案	報告第 9 号 教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について 報告第10号 筑西市教育支援委員会委員の委嘱について 報告第11号 筑西市学校部活動地域展開推進協議会委員の委嘱について 議案第16号 教育委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について 議案第17号 筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について
議事の概要	教 育 長： ただいまから、令和7年第5回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 報告事項に入ります。（1）処分事件報告について、説明をお願いします。 学 務 課 長： 報告事項（1）処分事件報告について、ご説明いたします。 こちらは、下館中学校の部活動中に起きた物損事故に伴う損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、市長専決処分を行うものです。 事故の概要についてですが、令和7年3月22日午前10時頃、下館中学校の野球部が同校グラウンドにおいて練習試合中、同部員による打球が防球ネットを越え、本市在住個人が所有する物置の屋根を破損させたものです。なお、当該事故の過失割合は、当市10割です。本市は、相手方と示談し、損害賠償金44,000円を支払うこ

とをもって和解するものです。
説明は以上となります。

教 育 長： ただいま、（１）処分事件報告について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
続きまして、日程３ 議事に入ります。報告第９号「教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について」、報告をお願いします。

学 務 課 長： 報告第９号「教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について」、ご説明いたします。
本市の教育委員会委員のうち、山口雅敏委員が、本年７月１日をもって任期満了となるため、７月２日からの委員の任命について、議会の同意を求めるものです。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第９号「教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第１０号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

指 導 課 長： 報告第１０号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
筑西市教育支援委員会は、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、適正な就学支援等の教育支援を行うための調査審議を行い、その結果を教育委員会に報告していただく組織となります。令和６年度末をもって委員の任期が満了したことに伴い、今年度の委員３１名を新たに委嘱するものです。委嘱期間につきましては、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとなります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第１０号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第１１号「筑西市学校部活動地域展開推進協議会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

文化スポーツ課長： 報告第１１号「筑西市学校部活動地域展開推進協議会委員の委嘱について」を、ご説明いたします。
令和８年度からの学校部活動の地域展開を円滑に進めるため、今年度、筑西市学校部活動地域展開推進協議会を立ち上げ、協議検討を進めていく予定となっております。スポーツ団体関係者や文化団体関係者、学校関係者２１名を協議会委員として委嘱いたしました。委嘱期間は、令和７年４月３０日から令和８年３月３１日までとな

ります。

令和7年4月30日に第1回協議会を開催し、筑西市における学校部活動地域展開の方針を決定いたしました。今後も複数回にわたり協議会を開催する予定であり、学校部活動地域展開に係る課題等について協議を進めてまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第11号「筑西市学校部活動地域展開推進協議会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

塚 本 委 員： 今後、地域のクラブチームとのコンタクトも必要になるのでしょうか。

教 育 長： 現在進めているところです。所謂、受け皿という形にもなると思いますが、今後、学校の部活動がなくなっていった時に、地域のクラブチームで、子どもたちを受け入れてくれるチームがどれだけあるのかというのを調査しています。また、そういった地域のチームの代表者の方が、今回の協議会委員の一員として協力していただいております。

塚 本 委 員： 受け皿を探すのは文化部も同じということですね。

教 育 長： そうですね。特に課題になっているのが吹奏楽部となります。どの学校も部員数が多く、その人数を受け入れてくれる団体を探すのは難しいと思います。これは、日本全国での課題となっているようです。

よろしいでしょうか。

続きまして、議案第16号「教育委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第16号「教育委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」、ご説明いたします。

令和7年5月15日付けで、市長から教育委員会に対し、地方自治法第180条の2の規定に基づく協議依頼がございました。これを受け、筑西市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正について、お諮りするものとなります。

概要についてですが、昨今の物価高騰や事務効率化の観点から、地方自治法施行令の一部が改正され、少額随意契約の基準額が引き上げられました。市においても、契約規則の一部改正を行い、令和7年6月1日から施行することとしております。これを受けて、市長から教育委員会に委任する事務についても、法令に基づいた適正な

契約事務が執行できるよう、筑西市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正するものとなります。
主な改正内容についてですが、まず、別表第1第1項、予算執行伺書による決定の範囲の欄について、現行では「未満」となっておりますが、こちらを「以下」に改めます。次に、別表第2第1項、第2項及び第4項の範囲を、地方自治法施行令が定める随意契約の範囲の金額に合わせて改正するものでございます。施行日につきましては、令和7年6月1日となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第16号「教育委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、議案第16号「教育委員会に委任する市長の権限に属する事務の一部を改正することに係る協議について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第16号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第17号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

義務教育学校整備課長： 議案第17号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。
この準備委員会の委員については、本年1月の準備委員会立ち上げの時に、皆様にお諮りし、承認いただき、委嘱しておりますが、今回の委嘱については、年度が替わりまして、所属団体の役職の交代があり、新たに委員を委嘱する必要が生じたことから、改めて議案として、お諮りするものとなります。
名簿中、一番右の備考欄に「新」と書いてある方が、今回新たに委員の委嘱を行う方となります。所属団体の役職の交代により、新たに3名の方に委嘱をするものです。また、小中学校の先生の人事異動等によりまして、5名の方に新たに委嘱をするものとなります。交代による委嘱ですので、全体の人数である44名は変更ありません。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第17号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、議案第17号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」、賛成の方は挙手を

協 議

お願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長 挙手全員であります。よって議案第 17 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程 4 協議に入ります。（１）その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。

草 間 委 員： 道路交通法が改正され、来年 4 月から自転車の交通違反についても反則金が科せられることになったと思います。小中学生も自転車は日常的に使っていると思いますが、小中学生もこの対象となっているのでしょうか。

教 育 長： 反則金の対象者は 16 歳以上となっているようではありますが、改めて警察署等に情報を確認し、対応をしたいと思います。

草 間 委 員： 不審者目撃情報について、少し前は件数がとても多かった印象がありますが、ここ最近は件数が減ったように感じます。件数自体が減ったのか、案件の規模で教育委員に連絡がきていないものがあるのか、どちらなのでしょう。

教 育 部 長： この件については、生涯学習課が所管している案件となります。情報の発出までの流れですが、まず、児童生徒等から学校へ不審者に関する報告をし、学校がその情報を確認したうえで生涯学習課へ不審者情報を報告。その後、生涯学習課から、不審者情報を一斉配信している流れになっていると思います。そのため、発報件数の減については、児童生徒等からの不審者目撃情報が減少しているのではないかと考えられます。

草 間 委 員： 対応が変わったというわけではないですね。わかりました。

教 育 長： よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和 7 年第 5 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。